

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

都留市個人情報保護条例

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び中止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、市民に信頼される公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和4年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法等関連法に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 就学前子どもに対する教育・保育等給付に係る申請者及び世帯状況の確認 2 教育・保育等施設入所者の管理 3 利用者負担額(保育料)の算定、収納、滞納整理 4 就学前子どもに対する施設等利用給付に係る申請者及び世帯状況の確認 5 子ども・子育て支援施設等利用者の管理 6 未移行幼稚園における補足給付に係る申請者及び世帯状況の確認 7 補足給付受給者の管理 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータル電子申請機能での申請受付事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康子育て課
②所属長の役職名	健康子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 保育家庭担当 TEL:0554-46-5113(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 1.②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法等関連法に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 就学前子どもに対する教育・保育等給付に係る申請者及び世帯状況の確認 2 教育・保育等施設入所者の管理 3 利用者負担額(保育料)の算定、収納、滞納整理	子ども・子育て支援法、児童福祉法等関連法に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 就学前子どもに対する教育・保育等給付に係る申請者及び世帯状況の確認 2 教育・保育等施設入所者の管理 3 利用者負担額(保育料)の算定、収納、滞納整理 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務	事後	
平成30年6月1日	I 1.③システムの名称	子ども・子育て支援システム	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年6月1日	I 5.②所属長	健康子育て課長 小野田 浪子	健康子育て課長 齊藤 浩稔	事後	
平成30年6月1日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	都留市福祉保健部 健康子育て課 保育家庭担当	都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当	事後	
令和1年6月1日	I 6.②所属長の役職名	健康子育て課長 齊藤浩稔	健康子育て課長	事後	
令和1年9月30日	I 1.①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等給付に関する事務	子ども子育て支援に関する事務	事後	
令和1年9月30日	I 1.②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法等関連法に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 就学前子どもに対する教育・保育等給付に係る申請者及び世帯状況の確認 2 教育・保育等施設入所者の管理 3 利用者負担額(保育料)の算定、収納、滞納整理 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務	子ども・子育て支援法、児童福祉法等関連法に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 就学前子どもに対する教育・保育等給付に係る申請者及び世帯状況の確認 2 教育・保育等施設入所者の管理 3 利用者負担額(保育料)の算定、収納、滞納整理 4 就学前子どもに対する施設等利用給付に係る申請者及び世帯状況の確認 5 子ども・子育て支援施設等利用者の管理 6 未移行幼稚園における補足給付に係る申請者及び世帯状況の確認 7 補足給付受給者の管理 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年9月30日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第7号 別表第2の116項	事後	
令和1年9月30日	II - 1いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年9月30日時点	事後	
令和1年9月30日	II - 2いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年9月30日時点	事後	
令和2年4月1日	評価書名	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等給付に関する事務	子ども子育て支援に関する事務	事後	
令和2年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	都留市は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	都留市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和2年4月1日	①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等給付に関する事務	子ども子育て支援に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法、児童福祉法等関連法に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 就学前子どもに対する教育・保育等給付に係る申請者及び世帯状況の確認</p> <p>2 教育・保育等施設入所者の管理</p> <p>3 利用者負担額(保育料)の算定、収納、滞納整理</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務</p> <p>・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p>	<p>子ども・子育て支援法、児童福祉法等関連法に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 就学前子どもに対する教育・保育等給付に係る申請者及び世帯状況の確認</p> <p>2 教育・保育等施設入所者の管理</p> <p>3 利用者負担額(保育料)の算定、収納、滞納整理</p> <p>4 就学前子どもに対する施設等利用給付に係る申請者及び世帯状況の確認</p> <p>5 子ども・子育て支援施設等利用者の管理</p> <p>6 未移行幼稚園における補足給付に係る申請者及び世帯状況の確認</p> <p>7 補足給付受給者の管理</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務</p> <p>・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p>		
令和2年4月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の94項	番号法第19条第7号 別表第2の116項		
令和3年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 保育家庭担当 TEL:0554-46-5113(代表)	〒402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)	事後	
令和3年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	保育家庭担当	保育担当	事後	
令和4年1月4日	I 1. ③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	子ども子育て支援システム、団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	子ども・子育て情報ファイル	受給者情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和4年1月4日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	